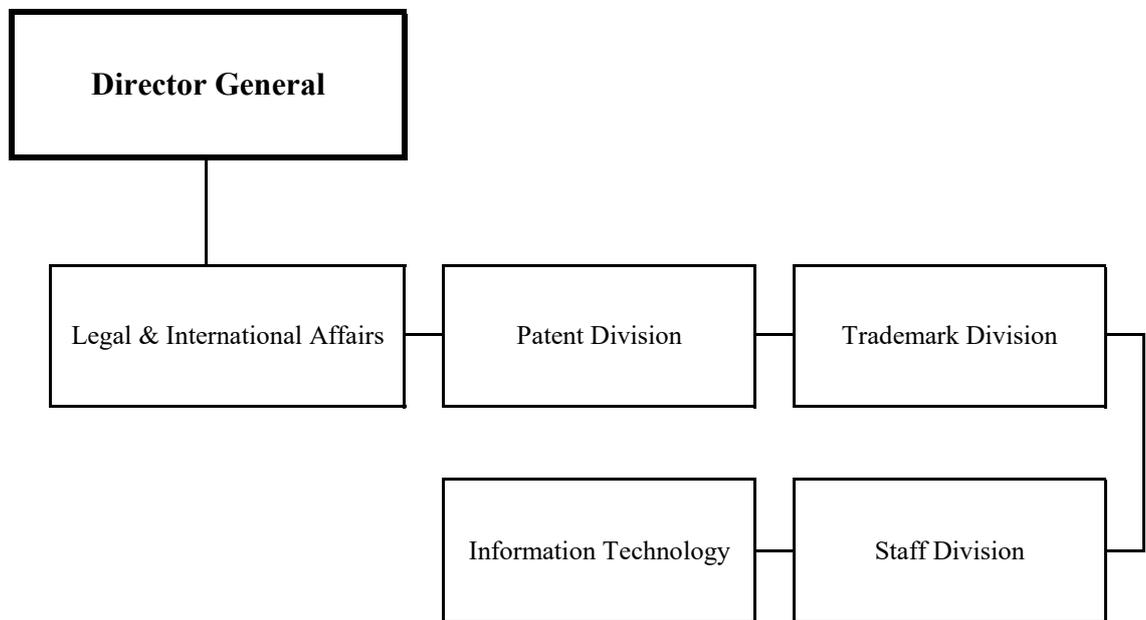


①国名	Swiss Confederation (CH) (スイス連邦)				
②名称	Swiss Federal Department of Justice and Police / Swiss Federal Institute of Intellectual Property (IPI)				
③所在地	Einsteinstrasse 2, CH-3003 Berne				
④連絡先	(電話) (41 31) 377 77 77 (FAX) (41 31) 377 77 78 (E-mail) info@ipi.ch (internet) www.ige.ch/				
⑤組織の長	Director General: Dr. Catherine Chammartin				
⑥沿革	<p>(1) 1534年に、カントン州において、いくつかの技術の新規性に対して特権が与えられた。</p> <p>(2) スイスにおいては、1879年に最初の商標法が、1883年に最初の著作権法が、1888年に最初の特許法、最初の意匠法が制定された。</p> <p>(3) 特許法は、最近では1978年に修正され、また1977年の規則は1999年に修正されている。</p> <p>(4) スイス特許法は、1980年のリヒテンシュタインとの2国間協定(特許保護に関する条約及びこの条約の履行協定)により、リヒテンシュタインにおいても適用されることになった。</p> <p>(5) 1992年に最初のトポグラフィー(topography)法が制定された。</p> <p>(6) 1993年に商標及び原産地表示の保護に関する連邦法が施行され、この法律は1995年、1996年、1997年に修正されている。</p> <p>(7) 1995年には、特許についての予備審査は、時計及び繊維機械に対する新規性のみとなった。</p> <p>(8) 1993年には、サービスマークが登録できるようになった。</p> <p>(9) 2002年には、従前の意匠に関する連邦法が廃止され、意匠の保護に関する連邦法が施行されている。スイスでは、TRIPSに対応するために連邦法の見直しが行われた。</p> <p>(10) スイスにおいては、2011年5月11日に「連邦特許裁判所」の創設が発表された。この「連邦特許裁判所」は2012年1月1日からスタートした。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権、半導体回路配置、原産地表示				
⑩加盟条約	WIPO 1970/4/26	ベルヌ 1887/12/5	ブリュッセル 1993/9/24	フィルム登録	マドリッド(原産地表示) 1892/7/15
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1884/7/7	PLT 2008/7/1	レコード保護 1993/9/30	ローマ 1993/9/24
	シンガポール 2009/3/16	TLT 1997/5/1	ワシントン	WCT(著作権) 2008/7/1	WPPT(演奏及びレコード) 2008/7/1
	ブタペスト 1981/8/19	ロンドンアクト 1939/11/24	ヘーグ ヘーグアクト 1984/8/1	ジュネーブアクト 2003/12/23	リスボン
	マドリッド(標章) 1892/7/15	マドプロ 1997/5/1	PCT 1978/1/24	ロカルノ 1971/4/27	ニース 1962/8/20
	ストラスブール 1975/10/7	ウィーン	WTO 1995/7/1		

①国名	Swiss Confederation (CH) (スイス連邦)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	1,628	1,615	1,717	1,685
		(内 外国出願)	291	332	348	301
		(内 日本から)	28	36	28	27
		(内 PCTルート)	72	82	73	95
	意匠	全数	2,876	2,676	2,772	2,452
		(内 外国出願)	1,805	1,694	1,827	1,591
		(内 日本から)	53	68	36	42
	商標	全数	31,287	32,001	32,560	33,792
		(内 外国出願)	18,572	19,227	19,916	19,612
		(内 日本から)	519	535	520	566
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	771	614	615	745
		(内 外国出願)	230	194	179	198
		(内 日本から)	38	25	22	22
		(内 PCTルート)	68	63	45	72
	意匠	全数	2,716	2,388	2,456	2,652
		(内 外国出願)	1,688	1,498	1,595	1,805
		(内 日本から)	59	59	28	47
	商標	全数	30,023	30,517	33,839	34,682
(内 外国出願)		19,638	20,280	21,200	20,499	
(内 日本から)		542	569	598	636	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> IPIは、Federal Department of Justice and Police(連邦法務及び保安省)の下部組織である。



(出典): IPIのHP (Organization)

①国名	Swiss Confederation (CH) (スイス連邦)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2019年4月1日版
	③地理的効力の範囲	スイス及びリヒテンシュタイン公国 (スイス-リヒテンシュタイン特許協定:1995年5月1日発効)
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第3条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スイスに非居住の出願人は、スイスに居住の代理人を選任しなければならない。 (特許法第13条(1))
	⑦出願言語	フランス語、ドイツ語、イタリア語 (特許法施行規則 4(1))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許の設定登録日から効力を有し、出願日から20年。 また、スイスにおいては医薬品の活性成分又は活性成分の組汗に関する補足的保護証明書が発行される。この証明書は、特許と同一の効力を生じ、また特許と同一の制限を受ける。証明書は、特許の最長期間の満了した時から効力を生じ、出願日から製品を医薬品として市場に出すための最初の認可がおりた日までの日数に相当する期間から5年を差引いた期間、当該期間は5年を限度として有効であり、この期間だけ延長することができる。(特許法第14条、第140e条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第7条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。(特許法第7b条) (1) 出願人又は前権利者に対する濫用による開示日から6ヶ月 (2) 公の又は公認の国際博覧会における展示日から6ヶ月
	⑪非特許対象	1. 人体自体は、胚を含むそのすべての形成及び発達段階において、特許されない。 2. 自然環境内の人体の要素は、特許されない。 (特許法第1a条) 3. 自然に生じる遺伝子の配列又は部分配列それ自体では特許されない。 (特許法第1b条) 4. その実施が人の尊厳に反する発明若しくは生命体の一体性を無視する発明又はその他の態様で公序良俗に反する発明は特許されない。 特に、次に掲げるものに特許を付与してはならない。 (a) 人間をクローン増殖する方法及びそれにより得られたクローン (b) 人間の胚細胞、人間の全能性細胞又は人間の胚性幹細胞及びそれにより得られた存在物を用いることによりハイブリッド有機体を形成する方法 (c) 人間の胚物質を用いることによる単為生殖の方法及びそれにより得られた単為生殖体 (d) 人間の生殖細胞系列遺伝的同一性を変更する方法及びそれにより得られた生殖細胞系列細胞 (e) 変更されていない人間の胚幹細胞及び幹細胞株 (f) 人間の胚の非医療目的での利用 (g) 動物の遺伝的同一性を変更する方法であって保護に値する決定的な利益の故に正当化されることなしに当該動物に苦痛を与える虞があるもの及びそのような方法から得られる動物 5. 次に掲げるものも除外される。 (a) 人間又は動物の体に施される外科又は治療による処置の方法及び診断の方法 (b) 植物の品種及び動物の品種又は植物若しくは動物の生産のための本質的に生物学的方法。 (特許法第2条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件、発明の単一性についてのみ審査が行なわれる。 (特許法第59条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願人の書面による請求、迅速化手数料の支払いにより行われる。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日後の18月経過後に公開される。 (特許法第58a条)

①国名	Swiss Confederation (CH) (スイス連邦)	
	⑩異議申立制度の有無	有。何人も、特許発明の公告から9月以内に、発明が特許を受けることができない発明に該当することを理由として、異議申立をすることができる。(特許法第59c条)
	⑪無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、何人も、特許の無効を裁判所に提訴することができる。(特許法第28条、第86条)

①国名	Swiss Confederation (CH) (スイス連邦)																																																	
	⑱実施義務	有。特許付与日から3年後であつて、特許出願日から4年以降において当該特許がスイスにおいて十分に実施されていないときは、利害関係人は特許発明を実施するため非排他的ライセンスの許諾を裁判所に請求することができる。 (特許法第37条(1))																																																
	⑲費用 単位 CHF (スイス・フラン)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="550 376 1513 510"> <tr> <td>出願料</td> <td>200 CHF(10クレームまで)</td> <td>50 CHF(10超の各クレームにつき)</td> </tr> <tr> <td>調査料</td> <td>500 CHF</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査料</td> <td>500 CHF</td> <td></td> </tr> <tr> <td>早期審査料</td> <td>200 CHF</td> <td></td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <p>年金(1998年1月1日から適用の年金)</p> <table border="1" data-bbox="550 607 1513 808"> <tr> <td>5年次</td> <td>100 CHF</td> <td>11年次</td> <td>310 CHF</td> <td>17年次</td> <td>310 CHF</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>100 CHF</td> <td>12年次</td> <td>310 CHF</td> <td>18年次</td> <td>310 CHF</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>200 CHF</td> <td>13年次</td> <td>310 CHF</td> <td>19年次</td> <td>310 CHF</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>200 CHF</td> <td>14年次</td> <td>310 CHF</td> <td>20年次</td> <td>310 CHF</td> </tr> <tr> <td>9年次</td> <td>310 CHF</td> <td>15年次</td> <td>310 CHF</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10年次</td> <td>310 CHF</td> <td>16年次</td> <td>310 CHF</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	出願料	200 CHF(10クレームまで)	50 CHF(10超の各クレームにつき)	調査料	500 CHF		審査料	500 CHF		早期審査料	200 CHF		5年次	100 CHF	11年次	310 CHF	17年次	310 CHF	6年次	100 CHF	12年次	310 CHF	18年次	310 CHF	7年次	200 CHF	13年次	310 CHF	19年次	310 CHF	8年次	200 CHF	14年次	310 CHF	20年次	310 CHF	9年次	310 CHF	15年次	310 CHF			10年次	310 CHF	16年次	310 CHF		
出願料	200 CHF(10クレームまで)	50 CHF(10超の各クレームにつき)																																																
調査料	500 CHF																																																	
審査料	500 CHF																																																	
早期審査料	200 CHF																																																	
5年次	100 CHF	11年次	310 CHF	17年次	310 CHF																																													
6年次	100 CHF	12年次	310 CHF	18年次	310 CHF																																													
7年次	200 CHF	13年次	310 CHF	19年次	310 CHF																																													
8年次	200 CHF	14年次	310 CHF	20年次	310 CHF																																													
9年次	310 CHF	15年次	310 CHF																																															
10年次	310 CHF	16年次	310 CHF																																															
	⑳料金減免措置の有無	無。																																																
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																																

①国名	Swiss Confederation (CH) (スイス連邦)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2017年1月1日版
	③地理的効力の範囲	スイス国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(EUIPO)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (意匠法第7条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要 (意匠法第18条)
	⑦出願言語	スイスの公用語(ドイツ語、フランス語、イタリア語) (意匠法施行規則 2(1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録出願日から5年。5年ごとに4回更新することができる。(最長25年) (意匠法第5条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第2条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規程されている。期間は、公表日から12月。 (1) 意匠について権利を有する者による出願日前又は優先日前の開示 (2) 意匠について権利を有する者に対する第三者の冒認であって、当該第三者による出願日前又は優先日前の開示 (意匠法第3条)
	⑪不登録対象	(1) 関係する製品の技術的な機能のみによって特徴が定められる意匠 (2) スイス連邦法又は国際条約に違反する意匠 (3) 公序良俗に反する意匠 (意匠法第4条)
	⑫実体審査の有無	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。製品又は製品の一部の外観が保護される。この場合、この製品の部分についても製品全体に係る意匠の場合と同様である。(意匠法第1条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠の有無	有。(意匠法第20条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、意匠の登録後、又は公開繰延べが請求されている場合には繰延べ期間終了後に公開される。(繰延べ期間は出願日から最長30ヶ月) (意匠法第25条(1)、第26条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。 (意匠法第26条)
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。 (意匠法第28条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Swiss Confederation (CH) (スイス連邦)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2017年1月1日版
	③地理的効力の範囲	スイス国内のみ
	④他国制度との関連	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、保証商標、団体商標、原産地表示
	⑥商標の種類	語、文字、数字、視覚的表現、立体形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合から構成される標章(商標法第1条(2))
	⑦出願人資格	商標を使用する者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第3条(2))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (商標法第42条)
	⑪出願言語	スイスの公用語 (商標法規則 3(1))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第10条)
	⑬「グレースピリオド」	国際博覧会における展示の場合、開会日から6ヶ月 (商標法第8条)
	⑭不登録対象	(1) 商品の性質を構成する形状及び技術的に必要とされる商品又はその包装の形状 (2) 誤認させる標章 (3) 公序良俗に反する標識 (4) 当該標章に係る商品又はサービスについて商標として認識されているものを除き、権利消滅状態になっている標章 (5) 先行商標と同一の標章であって、その商標に係る商品又はサービスと同一の商品又はサービスを指定するもの (6) 先行商標と同一の標章であって、類似の商品又はサービスを指定し、混同を生じる虞のあるもの (商標法第2条、第3条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。パリ条約第6条の2の意味における周知商標のような商標は、例えスイスにおいて登録されていなくとも保護される。著名商標は、当該商標の登録に係る商品・役務と非類似の商品・役務に関しても保護される。法的な定義は存在しないが、周知/著名商標として認められるためには、国内全体で周知/著名であることが求められる。 (商標法第3条(2)、第15条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件、保護除外の絶対的事由の有無について審査される。 (商標法第30条(2c)、(2d)、商標規則17条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 1998年1月1日以後、1月以内に審査手続きが行われない場合、登録出願の早期審査を請求することができる。 (商標規則第18a条)
	㉑出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、拒絶理由がないときは登録商標簿に登録され、公報により公告(公開)される。
㉒異議申立制度の有無	有。商標の登録が公報により公告された日から3月以内に異議申立を行うことができる(付与後異議申立制度)。(1993年4月1日より前の登録出願に対しては異議申立は行えない) (商標法第31条)	
㉓無効審判制度の有無	有。 (商標法第35条)	
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第12条)	

①国名	Swiss Confederation (CH) (スイス連邦)		
②⑤商標分類	国際分類(ニス分類)を採用している。		
②⑥図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)		
②⑦譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第17条(1))		
②⑧費用 単位 CHF (スイス・フラン)	[出願から登録までに掛かる費用]		
	出願料(紙出願)	700 CHF(2分類まで)	100 CHF(2超の各分類につき)
	出願料(電子出願)	600 CHF(2分類まで)	100 CHF(2超の各分類につき)
	早期審査料	400 CHF	
	[特許権維持に掛かる費用]		
	存続期間更新料	700 CHF(2分類まで)	100 CHF(2超の各分類につき)
②⑨料金減免措置	無。		
	(備考)*:電子出願の割引料金の制度は、2010年1月1日から廃止された。		